

基盤整備における原野等の取扱い (換地事務に関連する農地中間管理機構への確認事項)

令和3年4月22日
農村整備課改良区指導班

農用地でない地目の土地の取扱いについて、以下の考え方でよろしいでしょうか？

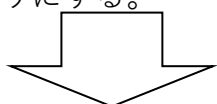
- ・原野、雑種地、山林、公衆用道路、用悪水路等の土地は、そもそも農地台帳に掲載されておらず、農業委員会も利用権設定ができなかったため、従前地段階で地区の殆どに利用権設定する場合であっても以下のように取り扱っていた。

所有者 A の一時利用地指定

従前地			備考
地番	地目	面積	
1001	田	1,000 m ²	賃貸借 法人甲
1002	田	2,000 m ²	
1003	田	1,000 m ²	
1101	原野	100 m²	

一時利用地			備考
仮地番	地目	面積	
101	田	2,000 m ²	賃貸借 法人甲
102-1	田	1,900 m ²	
102-2	田	100 m²	

- ・従前地 1101 のみ利用権設定が無いいため、対応する一時利用地を明確にし(この場合は、102 を 2 筆に分けている)、一時利用地指定後に利用権設定できるようにする。



- ・機構法及び基盤強化促進法の改正により、「開発して農用地となる土地」も中間管理事業の対象となったため、従前地の段階で機構が利用権設定し、担い手に配分することが出来るようになった。

所有者 A の一時利用地指定

従前地			備考
地番	地目	面積	
1001	田	1,000 m ²	賃貸借 法人甲
1002	田	2,000 m ²	
1003	田	1,000 m ²	
1101	原野	100 m²	

一時利用地			備考
仮地番	地目	面積	
101	田	2,000 m ²	賃貸借 法人甲
102	田	2,000 m²	

- ・**1101** を「開発して農用地になる土地」と考え、工事前の従前地段階で法人甲が利用権設定を行う。(一時利用地 102 を分ける必要なし)

農地中間管理事業の推進に関する法律

(定義)

第2条 この法律において「農用地」とは、農地（耕作（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）及び採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。第32条第2号において同じ。）をいう。

2 この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。

- 一 農用地
- 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
- 三 農業用施設の用に供される土地（第一号に掲げる土地を除く。）
- 四 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地

農業経営基盤強化促進法

(定義)

第4条 この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。

- 一 農地（耕作（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」と総称する。）
- 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
- 三 農業用施設の用に供される土地（第一号に掲げる土地を除く。）
- 四 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地